



意見書

平成28年10月18日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府京田辺市 [Redacted]
氏名 [Redacted]
(電話番号) [Redacted]

京都府林地開発行為の手続に関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
城陽石産株式会社 代表取締役 多田 隆二
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府京田辺市水取高井谷 29 番 1 他
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

雨の降っていない時に、防災池から西光明谷へ水を放流する事により
①排水路の未整備により、水が田畑に流入して地権者からの苦情が発生する可能性が有る。②下流の住宅地の側溝が雨が降っていないのに水が流れているので、住民の水に対する不安感がある。
以上の理由により、放流は府道側に流す様に要望致します。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
 - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。